

平成30年度 第2回帯広市緑化審議会 議事録（概要）

- 1 日 時 平成31年1月31日（木）10：00～11：15
- 2 場 所 帯広市役所10階第6会議室
- 3 出席委員 辻委員長、天内委員、伊藤委員、澁谷委員、中田委員、藤本委員、細川委員、松田（弥）委員、松田（信）委員、三日市委員、目黒委員、和田委員 12名
（欠席：川島委員、坂本委員、鳥本委員 3名）
- 4 事務局 泉部長、山名調整監、三井課長、中村公園管理担当課長、大橋みどりと花の係長、中村管理係長、國枝整備係長、村上主任、小泉主任、小丹枝主任、伊藤主任補、追杉主任補、佐藤係員

5 議事概要

(1) 審議事項

- ・緑の基本計画の見直しに向けた専門部会の設置について

事務局 現行の緑の基本計画は、平成35年を目標年としているが、新しい総合計画の策定に伴い、分野計画の一つである、緑の基本計画も併せて見直すこととなった。

見直しにかかる作業は、平成31年度から開始し平成32年4月に公表するスケジュールになっている。

見直し作業を短期間で集中して審議するため、緑化審議会委員と有識者から構成する計画見直しに向けた専門部会を設置し、作業を進めていくことを考えている。

専門部会の委員の指命については、帯広市緑のまちづくり条例施行規則第7条第3項の規定により、委員長が指命する。

専門部会を4月から招集し、現計画の検証と課題の確認や基本方針の策定を進め、審議会に中間報告を行う予定である。

その後、専門部会で目標及び施策の設定から素案を作成し、審議会で確認後、パブリックコメントを行う。

委員 帯広市総合計画と都市計画マスタープランも改訂されるが、それとこの緑の基本計画はどう繋がっていくのか。

事務局 帯広市総合計画の見直しに伴い、各分野計画についても見直しの作業が進められている。

都市計画マスタープランでは、土地利用の規制や、道路・公園・下水道・ごみ処理施設、火葬場、食品加工場など都市施設の位置を決定している。

都市計画マスタープランも緑の基本計画も計画のレベルは同じであり、都市計画マスタープランにも公園について記載されるが、都市計画マスタープランでは公園について深い議論ができないため、緑の基本計画で議論された内容が都市計画マスタープランに移行されることになる。

また、総合計画の策定作業についても現在、政策推進部を中心に進めているが、総合計画は都市計画マスタープランや緑の基本計画より上位の計画であり、当然それぞれの計画の考え方が総合計画にも反映されていく。

そのようにそれぞれの計画を進めていく中で、どのように繋がりどういう連携をしているのかの流れが分かりやすい資料を、今後示していきたいと思う。

委員長 緑の基本計画の策定スケジュールだけでは、緑の基本計画の内容しか分からないので、総合計画や都市マスタープランとの連携も含めた分かりやすいスケジュールを示していただきたい。

(専門部会の設置について承認、委員長より専門部会委員の指命)

(2) 報告事項

・緑の基本計画にかかる基礎調査の結果について

(事務局より内容説明)

委員 緑被率について、前回の平成13年度の調査では「樹林地」「草地」「農地」という形で3種類に分けているが、今回の平成29年度の調査では「樹林地・草地」と「農地」という2種類の分け方になっている。

緑が増えると実感するのは「樹林地」が増えることだと思うので、今回も3種類に分けることはできなかったのか。

事務局 緑被率の調査では、これまでは航空写真を元に人の目を使って樹林地や草地の場所の分類を行っていたが、現在では衛星画像を使用しているコンピュータ解析を実施している。

この解析方法は、植物の緑から発せられる近赤外線を判別するものであるため、樹林地と草地の区別までは技術的に難しく、目視により全ての写真を解析していくことは委託でも難しいため、このような手法を取っている。

委員 平成13年度時点では緑被率は減少傾向であった。その中で今回の中間報告では緑被率の目標達成というようにしているが、緑被率の中の草地というのは農地以外であれば、休耕している所も草地になってしまう。

今後は農地も緑地の定義に追加するということだが、そうなる緑に対する概念が変わってしまうので、やはり3種類の中で樹林地がどうなっているか調べる必要があると思う。

樹林が増えない限り帯広の緑も豊かにならないと思うので、そこをもう少し検討していただきたい。

委員長 専門的な話をすると、事務局の言うことも分かる部分がある。

航空写真ではなく衛星画像での解析というのは、我々が見ているRGB、赤と緑と青のほかに近赤外のバンドデータを解析している。

緑が一番反応するのは近赤外バンドであるので、そこから樹林地と草地の分類はできないという言い分は分かる。

ただし、今はドローンなどのUAV（無人航空機）を使った3次元解析が主流となりつつあり、同じ緑の場所で、それぞれの高さを求めることができる。

そうした解析結果を、高さの閾値^{しきいち}を使って樹木と草地に分けるような技術が発達してきているので、そうした事を含めて今後専門部会でも検討していただきたい。

今の技術では解析をするにも目視で全て拾っていかなくてはならないので、お金がかかるのは間違いないため、今は衛星画像によるコンピュータ解析になってしまうが、その先の解析が今後できつつあるので、よろしく願いたい。

委員長 緑視率について、撮影の時期やカメラの画角によって結果が全然違って来るが、調査の定義はどのようなものなのか。例えば6月に撮影したものと8月に撮影したものでは住民が感じる緑は変わってしまうので揃える必要があると思うが、そうした基礎項目について教えていただきたい。また、歩道の上から撮った写真と、交差点の真ん中から撮った写真では緑視率は変わると思うが、工業地域は交差点の真ん中から撮影し、住宅地では歩道で人が歩く視点での撮影とするなど、撮影箇所は変えているのか。

事務局 時期については、前回も今回も撮影日は緑の生育が盛んな8月としている。

今回の調査日は平成30年8月1日から3日、8月6日から10日の天気の良い日に撮影している。

画角については、カメラレンズの焦点距離は前回は35mmで今回は18mmを使用しているが、撮影範囲は前回も今回も10m離れた場所から横13m、縦8.6mの中に収まるような形にしている。

また、全て同じ高さから水平方向に撮影している。

撮影箇所については、歩道がある部分については歩道の四つ角や横断歩道の中心などの複数箇所で撮影し、全体の平均値をその交差点の平均緑視率という形で算定している。

委員長 画角が変わってくるとデジタル画像の解像度が変わってくるので、いわゆる閾値^{しきいち}が変わってくる。

なかなか全て合わせるの難しいとは思いますが、根拠はしっかりと書かないと比べたことにならないので、よろしくお願いいたします。

それと、緑視率の考え方について、例えば大阪府では観光客対象の緑視率や住民対象の緑視率など、目的によって緑視率の内容を変えているようだが、帯広市ではどのようなものを目指しているのか。

事務局 緑視率の調査は中心市街地や住宅地、商業系や工業系といった市内の全域に渡った60箇所を撮影している。そのため、住んでいる方はもちろん、観光客を含めた全ての方を対象としている。

帯広市が目指すまちづくりの将来像は帯広市の総合計画や都市計画マスタープランなどとも連携して行っていかなければならないと考えているが、それらの改定と合わせ、住居系や商業系、工業系の土地利用の形態に合った、それでいて時代の変化に適合した緑に関する施策を展開していきたいと考えている。

これまで形成してきた緑のネットワークとしての帯広の森や十勝川水系河川緑地などを適切に維持管理していきながら、緑を保全して生物多様性の確保も進めていく。

委員 緑被面積について、樹林地・草地在560ha増えているということだが、そのうち350haが市街化区域以外の場所となっている。その350haほどの場所が増えたのか。

事務局 市街化区域以外で樹林地・草が増えた主な要因は、帯広の森で元々農地であった場所が、用地買収により、植樹を行って森の形態をなしてきたことによるものが大きいと考えられる。

他の要因としては、河川緑地の河畔林が自然に増えたということも考えられる。

委員 単に放棄された農地が草地として換算されているということはないのか。

事務局 農地は農地法という法律や農業振興区域の整備に関する法律により、簡単に草地には変えられない。

今回帯広の森が農地から樹林地・草地に変わったのは、都市計画法でここを帯広の森にするという都市計画決定をしたからである。

都市計画区域外で植林地を開墾して農地に変えるというのはよくあるが、都市計画区域内で農地を農地以外に変えるのは、都市計画決定する以外ではほとんどないと思われる。

委員長 今の十勝は農地が足りない状況で、売りに出たらすぐ買われてしまうので、他の地区とは違い、耕作放棄地が荒地地になり、緑地に換算されるということは考えにくいと思う。

帯広の森は完全に、農地であったところを都市計画的に緑地にしているということになる。

(3)その他

委員 東地区に住んでいるが、道路の植樹帯に花を植えているかたが多い。きれいなのは良いが、あまり統一された景観にならないと感じている。植樹帯への花の植栽について何か指導等はしているのか。

また、東地区の街路樹はとても古く、背が高い樹種であるため、冬に剪定をしているようである。そうした手間をかけるのであれば、将来的にあまり大きくならない樹種で全体的に雰囲気の良い木にすることはできないのか。

事務局 植樹帯の花の植栽については、フラワー通り整備事業や花壇コンクール等、統一した基準の中で行っている事業もあるが、それぞれの方々が無秩序に見える形で花を植えている場所もある。道路管理者に申請があった上で、植樹帯への花の植栽を許可しているが、現状として植栽に対する規制は行っていない。

東地区の樹木については、他の地域に比べ街路樹等が大きくなり、ニセアカシアなど今ではあまり植えられていないような樹木も多く植樹されている。

そうした樹木を統一感があり大きくならない樹木に変えていくことは、ライフサイクルコストと呼ばれる、長い目で見た維持管理費用が安くなるということがあるため、そうした形に方向転換していきたいと考えている。

しかし、一朝一夕にできることではないため、今後予算も含めて緑の基本計画の方向性の中で検討していきたい。

委員 全体の計画の中で、緑を増やすというだけではなく、ドイツやカナダのような寒冷地の小都市でお洒落な田園都市のイメージを作ってから進めていくというのが、統一性があって良いかと思うので、参考意見として専門部会に伝えていただきたい。

委員 帯広の森の木は20年も前から木がとても大きくなってきている。

大きい木は育樹や伐採をしているとは思いますが、伸びっぱなしになっている木もあるため、そうした帯広の森の木の整備や育樹の順番はあるのか教えていただきたい。

事務局 帯広の森は街路樹と違い、基本的には成長を促進させることが目的なので、強間伐や強剪定という形ではなく、森をどう成長させていくかというガイドラインを作り、その中で道路脇の樹木についてもできるだけ中の樹木に影響を及ぼさない範囲の剪定や伐採をしている。

ただし、市民の方からの指摘があり、調査により危険と判断された場合には、優先的に伐採や剪定を行っている。

委員長 こうした意見のような、日常で見かける緑のパトロールというようなことも、緑化審議会の一つ

の目的でもあるので、何かあればこの場でなくてもみどりの課に伝えていただければ、対応してもらえるので、どんどん意見を言っていただければと思う。